

体育訓練の種目等に関する訓令を次のように定める。

昭和33年 8 月22日

防衛庁長官 左藤 義詮

体育訓練の種目等に関する訓令

改正 昭和37年11月16日庁訓第77号
昭和48年 7 月19日庁訓第42号
昭和59年12月24日庁訓第46号
平成19年 1 月 5 日庁訓第 1 号
平成20年 3 月26日省訓第14号

(目的)

第1条 この訓令は、自衛隊の部隊及び機関において勤務する自衛官に対して実施する体育訓練の種目及び体力測定等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(体育訓練の実施)

第2条 自衛隊の部隊又は機関においては、別表に掲げる種目のうち実施の時期、部隊又は機関の位置、施設その他の状況に応じ適当と認められる種目によって体育訓練を実施するものとする。ただし、別表に掲げる種目以外の種目を実施する場合には、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

(体力測定)

第3条 体力測定は、自衛官の基礎的な体力をは握して、体育訓練の指導を合理的にするとともに、体育訓練の効果を増大させるために、年令、性別等を考慮して走力、跳力、投力、懸垂、泳力、搬送力、筋力、柔軟性、敏しょう性又は瞬発力等について年1回以上実施するものとする。

(実施基準の制定)

第4条 部隊及び機関の行う体育訓練及び体力測定の実施基準は、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長が定める。

2 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長は、前項の体育訓練の実施基準を定めるにあたっては、特定の種目に偏しないよう配慮しなければならない。

(自衛官以外の職員に対する体育訓練)

第5条 この訓令は、次の各号の1に該当する者に対して体育訓練を実施する場合について準用する。

(1) 自衛官以外の隊員で、自衛隊の学校において教育訓練を受けるもの

(2) 自衛官以外の隊員で、自衛隊の部隊及び機関における体育訓練の指導の補佐を命ぜられたもの

附 則

この訓令は、昭和33年8月22日から施行する。

附 則 (昭和37年11月16日防衛庁訓令第77号)

この訓令は、昭和37年11月16日から施行する。

附 則 (昭和48年7月19日防衛庁訓令第42号)

この訓令は、昭和48年7月20日から施行する。

附 則 (昭和59年12月24日防衛庁訓令第46号)

この訓令は、昭和59年12月24日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日防衛庁訓令第1号抄)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日防衛省訓令第14号)

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

別表

体育訓練種目

体操

陸上競技

疾走

持続走

高とび

幅とび

距離投げ

器械運動

跳躍運動

懸垂運動

転回運動

平均運動

運搬運動

障害通過運動

球技

ラグビー

サッカー

ハンドボール

バスケットボール

バレーボール

野球（ソフトボールを含む。）

テニス

卓球

バトミントン

格技

剣道

柔道

すもう

銃剣道

空手・拳法

合気道

レスリング

水泳

スキー

バイアスロン

アーチェリーバイアスロン

スケート

弓道

アーチェリー

漕艇（帆走を含む。）